

B型肝炎予防接種に関する説明書

1. B型肝炎ワクチンとは

B型肝炎ワクチンは精製して免疫を作るのに必要な成分を取り出してつくった不活化ワクチンです。

B型肝炎ワクチンは、ことに小児の場合は肝炎の予防というより持続肝炎を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を防ごうとすることが最大の目的で、肝炎予防は肝がんの予防になります。

※ただし、母子感染予防のために出生直後にB型肝炎ワクチンの接種を受けている方は対象外です。

<定期予防接種スケジュール>

対象者：生後1歳に至るまでの間にある方、標準として生後2月に達した時から生後9月に達するまでの期間

接種方法：27日以上の間隔で2回

更に第1回目の接種から139日以上の間隔をおいた後に1回 合計3回

※輸血又はガンマグロブリン製剤の投与を受けたことがあるお子さんの接種時期についてはかかりつけ医と相談してください。

2. 病気の説明

ウイルス性肝炎には、現在、A、B、C、D、Eの5つの型が知られています。B型は主として血液を介して感染します。B型肝炎ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合があります。

また症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓の中に潜み、年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。

急性肝炎の症状は、黄疸、全身倦怠感、食思不振、悪心、嘔吐などで、多くは3カ月以内に治癒するが、ことに年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。

3. B型肝炎ワクチンの副反応について

ワクチンの添付文書によると、倦怠感、頭痛・頭重感、発熱、接種部位の疼痛・腫れ・しこり等です。

また、これまでのB型肝炎ワクチンの副反応のデータから、ショック、アナフィラキシー、多発性硬化症、急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群などの副反応がまれに生じる可能性もあります。

4. 健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残したりなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものかの因果関係を専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

5. 予防接種を受ける前の注意事項

予防接種は体調の良いときに受けるのが原則です。日頃の体質、体調など健康状態を知っておくようにしましょう。

- ①受ける予定の予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度について説明書をお読みいただき、理解した上で接種をお受けください。**わからないことがある場合は接種を受ける前に質問しましょう。**
- ②他のワクチンを接種した場合、その後の接種間隔を各予防接種説明書で確認してください。
- ③当日はお子さんの健康状態をよく観察し普段とかわりないことを確認しておいてください。体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種するかどうか判断するようにしましょう。
- ④予診票は接種をする医師への大切な情報ですので、責任を持って記入してください。
- ⑤母子健康手帳を必ずお持ちください。

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①接種後30分は急な副反応がみられることもありますので、接種会場でお子さんの様子を観察してください。
- ②微熱、接種局所の発赤・腫れ・しこり、発疹など認められることがありますが、通常の免疫反応であり、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。
接種局所のひどいはれ・高熱・ひきつけなどの強い副反応の症状がありましたら、医師の診察を受けてください。また、診察の結果につきましては下記の市町村担当課までご連絡ください。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないようにしてください。
- ④接種当日は、はげしい運動は避けてください。

令和6年度版
茂原市長生郡医師会
長柄町 福祉課